

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成30年12月20日 08時00分ごろ
発生場所	福井県 ^{みはま} 美浜町 ^{にゅう} 丹生漁港 船通 ^{ふなとおし} 埼灯台から真方位045° 1,090m付近 (概位 北緯35° 42.6′ 東経135° 57.9′)
事故の概要	遊漁 ^{りき} 船力丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成31年1月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 力丸、7.3トン FK2-2274（漁船登録番号）、個人所有 第251-19176号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	発電機の配線等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、岸壁に係留中、主機駆動の発電機によりバッテリーを充電する目的で主機を始動した後、無人となっていた。</p> <p>本船は、煙が出ているのを船舶所有者に発見され、船長が、知らせを受けて戻り、操舵室で主機を停止して機関室を見たところ、発電機付近が燃えていることを認めたものの、多量の黒煙が噴出してきたので、消火を断念して119番通報を行い、来援した消防署員の消火作業により鎮火した。</p> <p>本船は、消防署の調査により、発電機の電気配線が短絡して被覆材が発火し、周囲の可燃物に燃え広がった可能性が高いことが判明した。</p> <p>本船は、バッテリーの充電ができないことがあったので、発電機等の点検修理を行う予定であった。</p>
分析	本船は、岸壁に係留中、機関室内の発電機の電気配線が短絡したことから、被覆材が発火して付近の可燃物に延焼したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岸壁に係留中、機関室の発電機の電気配線が短絡したため、被覆材が発火して付近の可燃物に延焼したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 電気配線は、定期的に外観等の点検及び絶縁抵抗計測を行うこと。 |
|--|--|